【第１回久留米市三潴総合福祉センター指定管理者候補者選定委員会　会議録】

○日　　時　令和元年６月３日（月）１０：００～１１：００
○場　　所　久留米市役所３０６会議室
○出 席 者　濱﨑裕子委員、坂口さおり委員、松延完治委員、内田裕一委員、
　　　　　　高口博志委員、今村美代子委員（6名全員出席）
○開催形態　非公開

議事及び議決の状況

１．資料確認・開会
２．委嘱状等交付
３．健康福祉部　松延次長挨拶
４．委員紹介
５．委員長および副委員長の選出
　－委員長に松延委員、副委員長に濱﨑委員を選出－

6　選定委員会の運営について
　－事務局より「選定委員会に関する定めについて」「選定委員会運営要領」を説明－
　　　《委員より質問・意見なし》

7　選定委員会審議スケジュールについて
　－事務局より「選定委員会審議スケジュールについて」を説明－
　　　《委員より質問・意見なし》

８．管理運営業務仕様書について
　－事務局より「久留米市三潴総合福祉センター管理運営業務仕様書」を説明－

委　員：　モニタリングの結果を、資料として配布して欲しい。次期指定管理者の選定のため、現在の指定管理者に対しての市の評価を参考としたい。

事務局：　次回の委員会資料として準備する。

委　員：　今の業務仕様書と前回の業務仕様書での変更点、および理由を説明してほしい。

事務局：
- 「２ 施設の管理運営に関する基本的考え方」において、（8）に、『環境に配慮した施設運営に努めること』を追加した。
- 「１２ 施設の設備等の補修・修繕」において、年度内の修繕実績額を前回は１００万円としていたものを、他の指定管理の実績を踏まえて、１５０万円に変更した。
- 「１５ 送迎車の運行」において、前回は久留米市の車両を貸すということにしていたが、老朽化したことに伴い、今回は指定管理者で準備していただくこととした。
- 「１９ 防災・緊急対応」において、『福祉センターは災害時における避難

所に久留米市が指定しているので、避難所開設等の要請があったときには、施設及び物品等を提供すること』を追加した。

・「２３ 職員の配置等」の②において、今回は、『常時３名以上の職員を配置すること』としているが前回は２名以上としていた。現状の指定管理者の対応を見ていると２名以上では厳しい状況もあるので、３名以上と変更した。

・「３２自動販売機等の設置について」を少しわかりやすい表現に変更した。

委　員：　送迎の車を老朽化に伴って指定管理者に準備をしていただくということは、指定管理料にも影響すると理解してよいか。

事務局：　お見込みのとおり。

９．議題

－事務局より「（１）募集要項（案）について」及び「（２）選定要領（案）について」を一括して議題とし説明－

委　員：　別紙１の審査表の、審査項目の配点を前回から変えているのか。

事務局：　配点は変更していないが、審査項目を一部変更している。

・「１④障害者に対する合理的配慮の具体的な措置が示されて効果的か」を、変更している。

・「３①効果的な運営のための具体的な計画や工夫が提案されているか」については、前回にあった『経費削減に向けた努力が見られるか』の表現を見直した。

・「３②省エネや環境への配慮がなされているか」を変更している。

委　員：　採点基準が３００点以上について、審査項目の５本の柱のうちどれか一つが極端に低い場合は、どうなるのか。最低点などの基準はあるのか。

事務局：　総得点で判断し、審査項目の柱について、最低点などの基準は設けない案としている。

委　員：　応募団体が１団体でも３００点に届いているのか審査をするのか。

事務局：　１団体であっても審査を行う。その場合、最低基準を満たせば指定管理者候補者に選定される。

委　員：　「４①類似施設を良好に運営した経験があるか」について、新しい団体が活性化に取り組みたいという場合、類似施設の経験がなかったら応募できないということか。

事務局：　欠格事項ではない。経験がなくても応募はできるが点数は低くなる。類似施設の経験がないと指定管理を５年間行っていくことは、難しい部分もあるので、審査基準のひとつの項目としてあげさせていただいている。

委　員：　高齢化が進んでくると、福祉サービスを利用するときに、お風呂がある福祉センターのような施設は、社会福祉法人が行っているデイサービスに代わる機能が大いにあると思う。高齢化社会により適応し、お元気でいていただくためには大事な施設であると思うので、時代に即応した運営のプロポーザルになればいいと思う。

委　員：　募集要項の限度額について、今回は、前回の金額と比べどのくらい変わったのか。

事務局：　前回は、１６９，７１５千円で、今回１７３，８７５千円となっており、約４，０００千円程度増加している。

委　員：　「２３職員の配置等」の②で、前回の仕様書では２名以上とされていたが、今回は３名以上となっている。１人従業員を増やすとなると人件費はかさむのではないか。

事務局：　今の指定管理者の現状でも常時３人の配置はされている。募集は２名以上だが現状は３名以上であり、市としても３名以上が望ましいので今回募集要項で３名以上とさせていただいた。

委　員：　令和２年度からの働き方改革関連法改正で、人件費の考え方が見直されている。２名という縛りの中で、事業者として３名でないと安全な運営ができないと思われて３名体制を敷いてあると思う。今回、市として金銭的なサポートをできるようにということで３名としたと思うが、それに加え、送迎車も事業者負担とするならば、事業者がお金を必要以上出さずに限度額の範囲内で運営ができるようなアドバイスが市としてできるのか。それとも、指定管理者にゆだねるように考えているのか。また、送迎車の利用料金をとっているのか。バスを提供してくれる事業者の心当たりがあるのか。もしないとするならば、厳しいような気がする。

事務局：　前回は、送迎車両は市が貸すが、老朽化して使えなくなったら指定管理者が確保すること、という条件の中で募集をかけて２団体手を上げていただいた。年度途中に使えない状況になったので、現在の指定管理者が用意した車両を使っている。そういう意味では負担を強いていると思うが、前回の募集の時点でも、募集をかけて手をあげていただいているので、今回も金額の範囲内でご提案いただけるのではないかと考えている。なお、送迎車の利用者に対する利用料金は、指定管理者が利用料金を課すというのは想定していない。

委　員：　一旦、指定管理者となったら５年間となるが、その間の営業努力というか利用者の声を吸い上げるなどは審査のプレゼンで確認するのか。営業姿勢、運営姿勢は審査のときにヒアリングで確認するのか。

事務局：　お見込みのとおり。指定管理者の利用者増、収入増など自主事業・企画事業で利用者が増えますということが本当にできるのか、プレゼンの中で事業者に聞いていただく。また、毎年実施するモニタリングで、営業姿勢等を確認していく。

委　員：　７月９日に行われる現地説明は、委員も行っていいか。

事務局：　行っていただくことはかまわない。ただし、委員と事業者の接触には気をつけていただきたい。

委員長：　募集要項（案）・選定要領（案）について、原案のとおり了承してよろしいか。

《全委員了承》

委員長：　募集要項（案）・選定要領（案）において、今後、誤字・脱字等あった場合は、重大な事項を除いては、委員長と事務局で調整したいが、よろしいか。

《全委員了承》

１０　その他

（１）第２回、第３回選定委員会の日程について

－事務局より、第２回を９月１０日（火）１８時から、第３回を１０月７日（月）１４時から開催したい旨を説明－

閉会